

2026/10/16 (予定)

改正

源泉徴収票のみなし提出の特例に対応 他 7 件

Ver.260930

源泉徴収票のみなし提出の特例に対応

今までは、市区町村への給与支払報告書の提出に加え、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出する必要がありました。令和 9 年 1 月 1 日以後は、市区町村へ給与支払報告書を提出した場合は、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされるため、税務署提出用の給与所得の源泉徴収票の作成・提出および提出対象者の判定が不要になります。

詳細は、以下の国税庁のホームページをご参照ください。

[源泉徴収票のみなし提出の特例 特設ページ | 国税庁](#)

当サービスでは源泉徴収票のみなし提出の特例に対応しました。各メニューの変更内容は、以下の通りです。

【法定調書設定】メニュー

【給与所得の源泉徴収票の提出方法】のみなし提出の特例が追加されました。

初期値として、「1：適用する」が表示されます。

【源泉徴収票】メニュー

のみなし提出する場合は、【源泉徴収票】画面の源泉徴収票の提出に「しない」と表示されます。

税務署提出用の源泉徴収票が作成不要になるため、【源泉徴収票 - 印刷条件設定】画面の【単票印刷面】ページが表示されなくなりました。

また、「[6109]単票源泉徴収票」は受給者交付用だけになるため、「個人番号を印字する」が設定できなくなりました。

補足

- 税務署提出用の源泉徴収票が作成不要になることに伴い、単票用紙の奉行サプライ（品番：6109）の「給与所得の源泉徴収票」は受給者交付用だけになります（税務署提出用はありません）。
- 海外勤務等により非居住者となる社員について、出国までに支払った給与等にかかる給与所得の源泉徴収票を税務署に提出する場合は、[【法定調書申請データ作成】メニュー](#)で電子申告できます。

【法定調書合計表】メニュー

のみなし提出する場合は、「給与所得の源泉徴収票合計表」欄が空欄で表示されます。

なお、非居住者がいる場合は非居住者分だけが集計されます。

また、「A欄にのみなし提出適用者を含めて確認する」にチェックを付けると、給与所得の源泉徴収票合計表のA欄に、のみなし提出する社員を含めた集計結果を表示できます（チェックを付けた場合は参照項目となります）。

【提出区分設定】メニュー

提出区分の項目名が「源泉徴収票の提出」に変更され、選択肢が「1：する」「0：しない」になりました。

また、居住者区分が表示されるようになり、受給者の区分と提出区分の表は表示されなくなりました。

のみなし提出する場合は、「源泉徴収票の提出」の設定は変更できません。

海外勤務等により 1 年以上の予定で出国する社員（非居住者となる社員）は、給与所得の源泉徴収票を税務署へ提出する

必要があるため、初期値として「1：する」が表示されます。1年未満の予定で出国する場合など、提出が不要な場合は「0：しない」に変更してください。

対応メニュー

- 〔法人情報 - 給与／年末調整 - 法定調書設定〕メニュー
- 〔年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収票 - 源泉徴収票〕メニュー
- 〔年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収票 - 提出区分設定〕メニュー
- 〔年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収票 - 源泉徴収票一覧表〕メニュー
- 〔支払調書 - 支払調書 - 法定調書合計表 - 法定調書合計表〕メニュー
- 〔電子申告 - 国税電子申告 - 法定調書 - 光ディスク等 - 税務署提出用データ作成〕メニュー

年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例に対応

以下の通り、生命保険料控除が改正されました。

新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合は、一般生命保険料控除の控除額は、次の表のとおり計算します。

年間の新生命保険料	控除額
30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超 60,000 円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000円
60,000 円超 120,000 円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000円
120,000 円超	一律 60,000 円

また、旧生命保険料および上記の適用を受ける新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除額の適用限度額が、 6 万円（改正前： 4 万円）に引き上げられました。

！ 注意

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の合計適用限度額は、改正前と同様の 12 万円となります。

✎ 補足

- 夫婦共働き世帯など、同一世帯に所得者が複数いる場合でも、23 歳未満の扶養親族については、同一世帯内で 1 人だけとする制限がありません。そのため、23 歳未満の子が 1 人いる場合は、夫婦双方がこの特例の適用を受けられます。
- この改正は、令和 8年と令和 9年の時限措置になります。

これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書」の生命保険料控除欄について、23 歳未満の扶養親族を有する場合の特例に対応した記載欄が追加されています。

当サービスの各メニューの変更内容は、以下の通りです。

【控除申告書印刷】メニュー

〔控除申告書印刷 - 印刷条件設定〕画面の〔基本〕ページで「保険料控除申告書」にチェックを付けると、新様式の保険料控除申告書を印刷できます。

また、〔保険料控除〕ページに以下の印字項目が追加されました。印字する場合は、チェックを付けます。

- 「年齢23歳未満の扶養親族を印字する」
- 「年齢23歳未満の扶養親族の合計所得金額欄を印字する」

【保険料控除申告書】メニュー

「生命保険料控除」ページに「年齢23歳未満の扶養親族の有無」欄が追加され、該当する扶養親族がいる場合は「有」、いない場合は「無」が表示されます。「有」の場合は支払保険料を入力すると、自動的に特例の生命保険料控除額が計算されます。

「年末調整処理」メニュー

年末調整を計算する際に、該当する場合は自動的に特例の生命保険料控除額が計算されます。

「源泉徴収票」メニュー

特例の適用を受けた場合は、源泉徴収票の摘要欄に「租税特別措置法第 41 条の 15 の 5 第 1 項適用」と表示・印字されます。

対応メニュー

- 「年末調整 - 控除申告書 - 控除申告書印刷」メニュー
- 「年末調整 - 控除申告書 - 控除申告書入力 - 保険料控除申告書」メニュー
- 「年末調整 - 年末調整 - 年末調整処理 - 年末調整処理」メニュー
- 「年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収票 - 源泉徴収票」メニュー
- 「年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収票 - 源泉徴収票一覧表」メニュー

基礎控除・給与所得控除の引き上げに対応

以下の通り、所得税の基礎控除が引き上げられました。
当サービスでは、[「年末調整処理」メニュー](#)で年末調整を計算する際に、自動的に反映されます。

基礎控除の引き上げ

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。
【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (令和 8年における収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132 万円以下 (206 万円以下)	95 万円	104 万円
132 万円超 336 万円以下 (206 万円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円	
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円	67 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円	62 万円

給与所得控除の引き上げ

65 万円の最低保障額が 74 万円に引き上げられました。
【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
190 万円以下	65 万円	74 万円
190 万円超 220 万円以下	その収入金額 × 30 % + 8 万円	

また、令和 8 年分の給与等の収入金額が 69 万 1,000 円以上 220 万円未満の場合は、その給与等に係る給与所得の金額を次のとおり算定します。

給与等の収入金額	69 万 1,000 円 以上 74 万 1,000 円 未満	74 万 1,000 円 以上 219 万 1,000 円 未満	219 万 1,000 円 以上 219 万 3,000 円 未満	219 万 3,000 円 以上 219 万 6,000 円 未満	219 万 6,000 円 以上 220 万円 未満
その給与等に係る給与所得の金額	なし	その収入金額 - 74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

上記に伴い、令和 8 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されます。

!

注意

令和 8 年12月 1 日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

対応メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 年末調整処理 - 年末調整処理] メニュー

扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
当サービスでは、[\[年末調整処理 \] メニュー](#)で年末調整を計算する際に、改正後の所得要件にもとづいて自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（令和 8 年における収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	62 万円以下 (136 万円以下)
特定親族	58 万円超 123 万円以下 (123 万円超 188 万円以下)	62 万円超 123 万円以下 (136 万円超 197 万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 万円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	89 万円以下 (163 万円以下)

!

注意

令和 8 年12月 1 日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

対応メニュー

[年末調整 - 年末調整 - 年末調整処理 - 年末調整処理] メニュー

源泉徴収簿の奉行サプライが追加

【[5171]单票源泉徴収簿（横型）】

【[5170]単票源泉徴収簿（縦型）】

また、用紙種類が「応用用紙（税務署様式）」の場合も、新しい様式で印刷されます。

今までの奉行サプライでは、[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）に印刷することができなくなります。

また、その他の帳票にも特定親族特別控除額や特定親族の人数が印字されます。

対応メニュー

- 〔年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収簿 - 源泉徴収簿〕メニュー
- 〔年末調整 - 年末調整 - 源泉徴収簿 - 年末調整通知書〕メニュー

住宅ローン控除の改正に対応

住宅借入金等特別控除について、省エネ性能の高い住宅に係る借入限度額の引き上げや子育て世帯向け措置の拡充、床面積要件の緩和等の見直しが行われています。

これらの措置について、控除の適用期限が令和12年12月31日まで延長されました（改正前：令和 7年12月31日まで）。

当サービスでは、[〔年末調整処理〕メニュー](#)で年末調整を計算する際に、自動的に住宅借入金等特別控除額が計算されます。

また、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用終了に伴い、年末調整処理年が「令和 8年（2026年）」以降の場合は、[〔年末調整処理〕メニュー](#)の〔税額控除〕ページの特定増改築借入残高欄が表示されなくなります（汎用データも受け入れられません）。

対応メニュー

- 〔年末調整 - 年末調整 - 年末調整処理 - 年末調整処理〕メニュー（年末調整データ作成・受入を含む）

防衛特別所得税の創設に対応

令和 9年 1月 1日以後に支払う給与について、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税額の 1 %相当額）が創設されます。これに伴い、復興特別所得税の税率は 2.1 %から 1.1% へ変更されます。

なお、防衛特別所得税（1.0 %）と復興特別所得税（1.1 %）の合計税率は改正前後で 2.1 %のまま変更されないため、源泉徴収税額の計算方法および計算結果に影響はありません。

対応メニュー

- 〔電子申告 - 国税電子申告 - 所得税徴収高計算書 - 所得税徴収高計算書 - 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書〕メニュー

国税システム更改に伴う提出書類のAI-OCR様式化に対応

国税システム更改に伴い、以下の提出書類のAI-OCR様式化に対応しました。

各メニューでは、新様式に対応したイメージ入力および印刷ができます。旧様式での印刷はできません。

帳票名	対応メニュー
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	〔法定調書合計表〕メニュー
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	〔退職所得の源泉徴収票・特別徴収票〕メニュー
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	〔報酬等の支払調書〕メニュー
不動産の使用料等の支払調書	〔不動産の使用料等の支払調書〕メニュー
不動産等の譲受の対価の支払調書	〔不動産等の譲受けの対価の支払調書〕メニュー
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	〔不動産等のあっせん手数料の支払調書〕メニュー

帳票名	対応メニュー
配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表	[配当等の支払調書合計表] メニュー
配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	[配当等の支払調書] メニュー
利子等の支払調書合計表	[利子等の支払調書合計表] メニュー
利子等の支払調書	[利子等の支払調書] メニュー
非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書合計表	[非居住者の給与等の支払調書合計表] メニュー
非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書	[非居住者の給与等の支払調書] メニュー

- 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の翌年以降送付欄が廃止されました。
これに伴い、[\[法定調書合計表\] メニュー](#)から翌年以降送付要否欄はなくなりました。
- 各支払調書の新様式では、A 4 用紙に調書 1 枚分が印刷されます。また、無効区分欄が追加されました。
これに伴い、各メニューの「印刷条件設定」画面に「無効分として印刷する」が追加されました。無効分として印刷する場合は、チェックを付けます。
- 受給者交付用の支払調書についても、税務署提出用と同じ様式で印刷できます。
ただし、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、国税庁において税務署提出用とは別に受給者交付用の様式が定められているため、今回の変更の対象には含まれません。
- 過去年についても、新様式で印刷されます。
- 新様式から「整理番号」が削除されたため、[\[法定調書設定\] メニュー](#)にあった整理番号、整理番号 1、整理番号 2 が削除されました。
- [\[利子等の支払調書\] メニュー](#)と[\[非居住者の給与等の支払調書\] メニュー](#)にあった「源泉徴収税額 内書」欄は、削除されました（汎用データ含む）。

対応メニュー

[法人情報 - 給与／年末調整 - 法定調書設定] メニュー

[電子申告 - 国税電子申告 - 法定調書 - 電子申告 - 法定調書申請データ作成] メニュー

[電子申告 - 国税電子申告 - 法定調書 - 光ディスク等 - 税務署提出用データ作成] メニュー

※改めてここに対応メニューは書かない（2026/08/07夕礼で共有済）

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。